

群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例の概要

条例の目的

県民の口腔の健康の保持の推進に関する①基本理念を定め、②県の責務、③県民及び歯科保健関係者等の役割を明らかにするとともに、④施策の基本となる事項を定める。



県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与

基本理念

- (1) 胎生期から高齢期までのそれぞれの時期の状態に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健に関する施策を推進する。
- (2) 県民自ら生涯にわたり歯科疾患の予防に向けた取組を行い、早期発見、早期治療を受けることを推進する。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係施策と連携を図り、総合かつ計画的に歯科口腔保健を推進する。

責務・役割

(1) 県(責務)

- ① 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるとともに、市町村と連携を図り、地域の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を策定し、総合かつ計画的に推進すること。
- ② 歯科口腔保健関係者と連携し、歯科口腔保健に関する必要な施策を講ずること。
- ③ 事業者等が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、歯科口腔保健に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずること。

(2) 県民(役割)

- ① 歯科口腔保健に関する知識及び理解を深め、予防に向けた取組を行うこと。
- ② 県、市町村又はその他の者が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること。
- ③ 定期的に歯科医師による歯科検診等を受け、口腔の健康を保持すること。

(3) 歯科医療等業務従事者(役割)

県又は他の歯科口腔保健関係者が実施する歯科口腔保健に関する施策又は取組への協力並びに県民に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めること。

(4) 保健医療福祉関係者(役割)

県民の歯科口腔保健の推進並びに県の歯科口腔保健の推進に関する施策への協力に努めること。

(5) 教育保育関係者(役割)

乳幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)に対する歯科口腔保健に関する取組の実施、並びに学生等及びその保護者に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めること。

(6) 事業者、労働衛生に携わる者及び医療保険者(役割)

県内の事業所で雇用する従業員が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨を行い、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めること。

基本的な施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
- ③ 障害をもつ方等に対する歯科口腔保健に関する施策
- ④ 口腔疾患予防のための効果的な施策
- ⑤ 生涯を通じた歯科口腔保健に関する施策等